

# 香川県報



第 63 号

平成 17 年

8月12日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則 (みどり保全課) 一

### 告 示

○新たに生じた土地を確認した旨の届出 (自治振興課) 一  
○町及び字の区域に編入する旨の届出 ( ) 一  
○ダイオキシン類対策特別措置法の規定によるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の解除 (環境管理課) 二  
●昭和六十一年香川県告示第九百四十七号（自然記念物の指定）の一部改正 (みどり保全課) 四

### 公 告

○身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 四  
○道路の供用開始 (道路保全課) 四  
○道路の区域変更（二件） ( ) 五  
○道路の区域変更及び供用開始 ( ) 五  
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（三件） (県民参画課) 六  
○特定計量器定期検査の実施 (計量検定所) 六

## 規 則

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十二日

### 香川県規則第八十号

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

（香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第一条 香川県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年香川県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ハ（夕）及び第十八条第一号ヲ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

（香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正）

第二条 香川県自然海浜保全条例施行規則（昭和五十五年香川県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号ヲ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ●香川県告示第四百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、土庄町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、土庄町長から届出があった。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
小豆郡土庄町小江字赤崎三六の三五から三六の三七まで、三六の四一の地先の公有水面埋立地	二、七八五・〇三平方メートル

### ●香川県告示第四百八十九号

（第九二六〇号）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、土庄町長から届出があった。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
小豆郡土庄町小江字赤崎	小豆郡土庄町小江字赤崎三六の三五から三六の三七まで、三六の四一の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第四百九十号

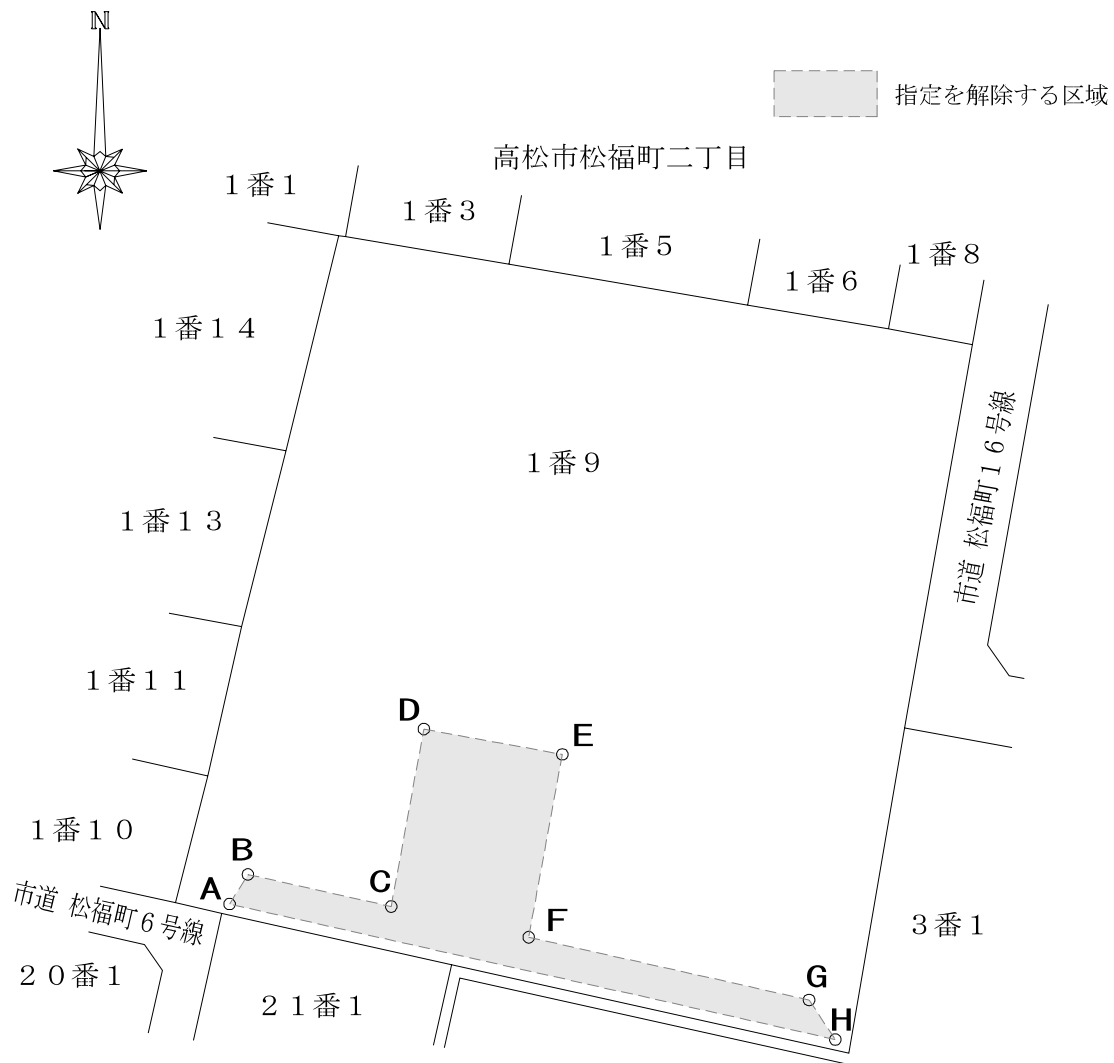
ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第三十条第一項の規定に基づき、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定を解除したので、同条第二項により準用する同法第二十九条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定に係る告示 平成十七年香川県告示第二百二十九号
- 二 指定を解除した年月日 平成十七年八月十二日
- 三 指定を解除した区域 別図のとおり（高松市松福町二丁目一番九号の一部）

別図



高松市松福町二丁目1番9号の土地内

地点	X座標	Y座標	〈備考〉
A	149104.598	51823.840	測量法（昭和24年法律第188号）第11条に規定する測量の基準に準じて実施された世界測地系座標計算によって、計測したものである
B	149107.162	51825.433	
C	149104.381	51837.850	
D	149119.777	51840.676	
E	149117.574	51852.676	
F	149101.713	51849.764	
G	149096.272	51874.060	
H	149092.843	51876.332	

●香川県告示第四百九十一号

昭和六十一年香川県告示第九百四十七号(香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例による自然記念物の指定)を次のとおり改正する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

本文中「香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例(昭和四十九年香川県条例第十七号)第二十八条第一項」を「香川県自然環境保全条例(昭和四十九年香川県条例第十七号)第二十八条第二項」に改め、表中「出作町二二五」を「出作町一九一一」に改める。

●香川県告示第四百九十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇九四一 一四	軽費老人ホーム ーサイドサンシャ イン 小豆郡池田町大字 蒲生字東脇甲三五	社会福祉法人 サンシャイン会 小豆郡池田町大字 蒲生字東脇甲三五	平成十七年 八月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第四百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十二日から同年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 観音寺池田線(五号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡山本町大字財田西字長瀬川西一一八 〇番地先から 三豊郡財田町財田中字吉田西九二番二地先 まで	七・二 〃 四二・〇	一二五	平成十三年 香川県告示 第四百七十 四号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十七年八月十二日

●香川県告示第四百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十二日から同年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 穴吹塩江線(百六号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡塩江町大字安原上東字粉谷 二六八六番一地先から	前	四・一 〃 八・七	一三二	道路改修工 事に伴う現 道拡幅

香川郡塩江町大字安原上東字粉谷 二六八六番一地先まで	後	一六・九 ） 三九・六	一三一	
香川郡塩江町大字安原上東字粉谷 二六八六番一地先から	前	三・五 ） 九・一	一五〇	
香川郡塩江町大字安原上東字粉谷 二六八六番一地先まで	後	一三・三 ） 二七・二	一五〇	

●香川県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十二日から同年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 綾歌綾上綾南線（二百七十八号）
- 三 道路の区域

区 間 綾歌郡綾南町大字北字本村西一三 二〇番一地先から 綾歌郡綾南町大字北字菊菜一六三 二番一地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	一〇・三 ） 一三・〇	三三三七	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
後	一一・五 ） 二三・五	三三三七		

●香川県告示第四百九十六号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十二日から同年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間 三豊郡山本町大字財田西字長瀬川 東二八番一地先から 三豊郡山本町大字財田西字鹿ノ谷 一一八四番四地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	二四・二 ） 二四・五	七〇	橋梁移設に 伴う不用物 件化
後	一六・〇 ） 一九・五	七〇		平成十三年 香川県告示 第四百七十 二号で変更 した区域の 一部の供用

四 供用開始の期日 平成十七年八月十二日

公 告

●香川県告示第四百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年七月二〇日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人げんきのきひろば  
宮武 佐代子

- 三 定款に記載された目的  
三豊郡高瀬町大字新名八六五番地一

この法人は、核家族化、少子化、また共働き家族が増え地域的つながりが薄れていく中、地域全体で支え合い育て合うための居場所作り、絵本の読み聞かせや異年齢の交流を通して、子どもや大人、そして地域が共に健全に育ち、希望と生きる活力の持てる社会づくりに寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月二十九日まで縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年七月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人香川南部手をつなぐ育成会  
羽床 敬三

香川県香川町川内原二四八四番地三  
三 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対して、障害者の自立支援と福祉の向上、並びに地域の人々と障害者の交流を通し、地域に密着した知的障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月二十九日まで縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年七月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人あやうた  
土岐 道憲

●香川県公告第四百七十六号

丸亀市綾歌町富熊一八三番地一  
三 定款に記載された目的  
この法人は、丸亀市綾歌町の地域住民が永年にわたって受け継いできた自然や文化を保存すると共に、芸術文化の振興に関する事業を行い、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものを除く。

平成十七年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり  
二 定期検査を行う区域、期日及び場所  
別表のとおり

## 別表

検査区域 (丸亀市)	検査日時		検査場所
綾歌町岡田	10月12日(水)	10:00~14:00	岡田コミュニティセンター
綾歌町栗熊・富熊	10月13日(木)	10:00~14:30	栗熊コミュニティセンター
飯山町	10月17日(月)	10:00~15:00	飯山市民総合センター
津森町・今津町・中津町・金倉町・新田町	10月18日(火)	10:00~14:00	丸亀市役所
垂水町	10月19日(水)	10:00~11:30	垂水コミュニティセンター
川西町		13:00~15:00	川西コミュニティセンター
飯野町	10月20日(木)	10:00~11:30	飯野コミュニティセンター
土器町・城東町		13:00~15:00	土器コミュニティセンター
三条町・郡家町	10月24日(月)	10:00~11:30	香川県農協(新)郡家支店
田村町・杵原町・山北町・原田町		13:00~15:00	香川県農協城南支店
前塩屋町・塩屋町・福島町・新町・浜町・新浜町・塩飽町・大手町・通町・一番丁・六番丁・七番丁・八番丁・九番丁・十番丁・幸町・南条町・城南町・城西町・西本町・天満町・昭和町・中府町・蓬莱町・御供所町・富士見町・北平山町・瓦町・土居町・風袋町・宗古町・葭町・米屋町・港町・松屋町・西平山町・魚屋町・富屋町・本町	10月25日(火)	10:00~15:00	丸亀市役所
	10月26日(水)	10:00~15:00	丸亀市役所
	10月27日(木)	10:00~15:00	丸亀市役所
	11月1日(火)	10:00~15:00	丸亀市役所
広島町・手島町	11月2日(水)	10:30~12:00	広島市民センター
本島町・牛島町	11月7日(月)	11:00~12:00	本島市民センター
丸亀市全域(再検査)	11月9日(水)	10:00~12:00	丸亀市役所
検査区域 (坂出市)	検査日時		検査場所
王越町	11月8日(火)	9:30~11:30	坂出市役所松山出張所
青海町・高屋町・神谷町・大屋富町		13:00~15:00	坂出市役所王越出張所
林田町・西庄町	11月15日(火)	9:30~11:30	香川県農協林田支店
川津町		13:00~15:00	坂出市役所川津出張所
府中町	11月16日(水)	9:30~11:30	香川県農協府中支店
加茂町		13:00~15:00	香川県農協加茂支店
室町・久米町・昭和町・駒止町・福江町・江尻町	11月17日(木)	10:00~15:00	坂出市役所
築港町・入船町・西大浜南・元町・本町3丁目・中央町・西大浜北・沖の浜	11月18日(金)	10:00~15:00	坂出市シルバー人材センター前駐車場
旭町・谷町・横津町・京町	11月21日(月)	10:00~15:00	坂出市役所
文京町・御供所町・八幡町・常盤町・白金町・新浜町・宮下町・富士見町・大池町・小山町・池園町・笠指町・寿町・本町1~2丁目・青葉町・花町	11月22日(火)	10:00~15:00	坂出市勤労福祉センター
	11月24日(木)	10:00~15:00	坂出市勤労福祉センター
櫃石	11月25日(金)	10:00~10:30	坂出市立櫃石小中学校
岩黒		10:45~11:15	坂出市立岩黒小中学校
与島町	11月25日(金)	11:30~12:00	坂出市役所与島出張所
沙弥島		13:30~13:45	坂出市立沙弥小中学校
瀬居町・番の州緑町・番の州町・川崎町		14:00~15:00	西浦公民館
坂出市全域(再検査)	11月30日(水)	10:00~12:00	坂出市勤労福祉センター

平成十七年八月十二日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています